

特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取の概要

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、特定地域型保育事業は区が認可する事業として児童福祉法に位置づけられ、地域型保育給付の対象となる。新たな特定地域型保育事業の認可にあたり、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により利用定員を定める際は、子ども・子育て支援事業計画との整合性の確認等について、子ども・子育て会議において意見を聴取する必要がある。また、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、特定地域型保育事業の認可を行う際は、児童福祉審議会を設置している場合はその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から意見を聴取することとなっている。

2 認可を行う事業

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

3 3号認定※の確保方策（特定地域型保育事業）

	0歳児	1、2歳児	合 計
平成27年度末計画上の必要数	65人	162人	227人
既確保数	25人	51人	76人
今回の認定数	29人	88人	117人
今後の必要数	11人	23人	34人

※保育を必要とする満3歳未満の子ども

4 認可する事業の概要及び定員

資料3-2のとおり